芸術文化普及啓発事業(アウトリーチ)の実施結果について

番号	学校名	実施内容	日付	時間	場所	対象・参加人数
1	千代小学校	秦貴美子 (声楽)	9/16(水)	11:00 ~ 12:00	特別教室 (けやきホール)	5年生:86人
2	町田小学校	瀧村依里 (弦楽四重奏)	10/14(水)	10:45 ~ 11:45 13:55 ~ 14:55	屋内運動場	1,2,3年生:154人 4,5,6年生:171人
3	桜井小学校	小山久美 (クラシックバレエ)	10/14(水)	14:00 ~ 15:00	屋内運動場	4,5,6年生:291人
4	早川小学校	バケツドラマーMASA (打楽器)	10/20(火)	13:50 ~ 14:35	多目的ホール	4年生:34人
5	下中小学校	大久保宙 (打楽器)	10/20(火)	11:00 ~ 12:00	屋内運動場	全校:361人
6	片浦小学校	黒澤世莉 (演劇)	10/21(水)	9:25 ~ 10:15 10:25 ~ 11:25	屋内運動場	1,2,3年生:46人 4,5,6年生:36人
7	芦子小学校	杵屋六響 (長唄・三味線)	10/22(木)	10:30 ~ 11:00 11:15 ~ 12:00	屋内運動場	鑑賞3~6年生:314人 体験5,6年生:170人
8	足柄小学校	山本東次郎 (狂言)	10/27(火)	13:55 ~ 15:15	屋内運動場	5,6年生:145人
9	豊川小学校	バケツドラマーMASA (打楽器)	10/27(火)	13:55 ~ 14:40	屋内運動場	4,5,6年生:260人
10	三の丸小学校	バケツドラマーMASA (打楽器)	10/28(水)	8:40 ~ 9:25	屋内運動場	4年生:87人
11	国府津小学校	学生サンバ連合ウニアン・ド ス・アマドーリス (サン バ)	10/29(木)	11:10 ~ 12:10	屋内運動場	4年生:114人
12	曽我小学校	井上大辅 (現代ダンス)	11/2(月)	10:20 ~ 11:10 11:30 ~ 12:20	屋内運動場	1,2,3年生:44人 4,5,6年生:44人
13	下府中小学校	杵屋六響 (長唄• 三味線)	11/5(木)	10:55 ~ 12:10	屋内運動場	全校:360人
14	前羽小学校	小山久美 (クラシックバレエ)	11/6(金)	11:00 ~ 12:00	屋内運動場	全校:142人
15	東富水小学校	ハバネロサックス (サックス四重奏)	11/7(土)	10:15 ~ 11:00 11:15 ~ 12:00	屋内運動場	1,2,3年生:288人 4,5,6年生:276人
16	酒匂小学校	井上大辅 (現代ダンス)	11/10(火)	10:00 ~ 11:00 11:15 ~ 12:15	屋内運動場	4年生:64人
17	大窪小学校	一丸聡子 (打楽器)	11/13(金)	11:00 ~ 12:00	屋内運動場	全校:211人
18	富士見小学校	SPICY 4 (クラリネット、アコーディオン)	11/13(金)	9:35 ~ 10:20 10:40 ~ 11:25	屋内運動場	3,4年生:184人 5,6年生:214人
19	下曽我小学校	秦貴美子 (声楽)	11/27(金)	11:15 ~ 12:00	音楽室	4年生:39人
20	矢作小学校	一丸聡子 (打楽器)	11/30(月)	10:40 ~ 11:25 13:50 ~ 14:35	屋内運動場	全校:519人
	計			28回		4,654人

都合により未実施:新玉小学校、山王小学校、久野小学校、富水小学校、報徳小学校

〇長唄·三味線



〇狂言



〇音楽



〇現代ダンス





資料 4

文政 第 150 号 平成28年 1月13日

小田原市教育委員会 委員長 和田 重宏 様

小田原市長 加藤憲一

「歴史的風致形成建造物」指定の意見聴取について(依頼)

下記建造物を「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第12条第1項に 基づく歴史的風致形成建造物として指定したいので、同法第12条第2項の規定により意見 を求めます。

記

歴史的風致形成建造物 指定候補

番号	名 称	所在地	所有者	備考
1	岡田家住宅	南町 2	岡田文夫	主屋・茶室・庭園
			他 2 名	
2	皆春荘	板橋	吉田康雄	主屋・門・庭園
			他1名	

(担当)

文化部文化政策課歷史的建造物担当課長

722 (山口)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第12条抜粋

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間(以下「認定計画期間」という。)内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域(以下「認定重点区域」という。)内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財(文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。)の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物群(司法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群(同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。)を構成している建造物を除く。)であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの(これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。)を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当 該建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員)及び当 該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場 合にあっては、当該公共施設の管理者(当該市町村を除く。)に協議し、その 同意を得なければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当 該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三 号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物(以下「有形文化財 等」という。)に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなけれ ばならない。

歴史的風致形成建造物の指定について

※「小田原市歴史的風致維持向上計画」145 頁より

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

小田原市はこれまで文化財保護法及び神奈川県や小田原市の文化財保護条例に加え、小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱といった独自の取り組みにより歴史的建造物の保存・活用を図ってきた。今後もこれら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的風致のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

建造物は、その意匠、技術が優れ、歴史や地域性、希少性などの観点から価値の高いもの、又は外観が景観上の特徴を有しているものを歴史的風致形成建造物に指定する。また、別邸などの建造物に付属する庭園を歴史的風致形成建造物として指定する際には、芸術的価値又は学術的価値の高いものについて指定するものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定対象

下記のいずれかに該当する建造物を歴史的風致形成建造物に指定する。

- ①神奈川県文化財保護条例(昭和30年条例第13号)第4条第1項の規定に基づ く神奈川県指定重要文化財
- ②小田原市文化財保護条例(昭和29年条例第13号)第3条の規定に基づく小田 原市指定重要文化財
- ③文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第 1 項の規定に基づく国登録 有形文化財
- ④景観法(平成 16 年法律第 110 号) 第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱に基づく小田原ゆかりの優れた建造物
- ⑥その他、本市の歴史的風致の形成に寄与するものとして特に市長が必要と認め る建造物

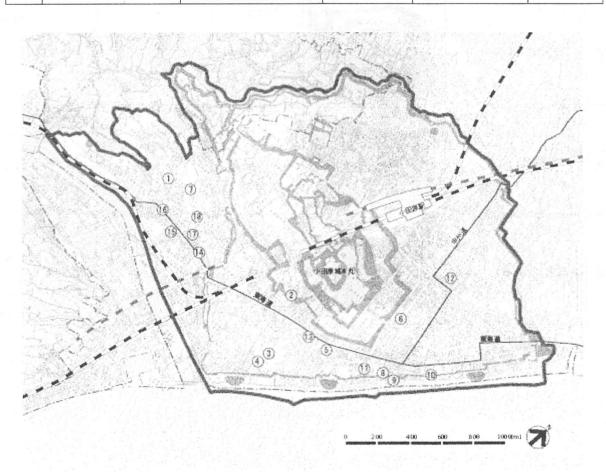
●歴史的風致形成建造物候補一覧

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
		老欅荘			
		七學工			
1	松永記念館 (別館・烏楽亭除く)	葉雨庵	板橋	国登録有形文化財(老欅荘・葉雨庵)	小田原市
-		本館(右)、収蔵庫(左)	941-1 他	歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号:1 ※無住庵を除く	八山水川
-		無住庵			
		庭園			
2	清閑亭		南町 1-5-73	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号:2	小田原市

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号:3	小田原市
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号:4	小田原市
5	済生堂薬局 小西本店店舗		本町 - 4-2-48	国登録有形文化財	民間
6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間
7	山月(旧共寿亭)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間
8	籠清		本町	無	民間
9	籠常		本町	無	民間

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
10	丸う田代	② 以代报本店 619×21年	本町	無	民間
11	旧鈴廣本町店		本町	無	民間
12	江嶋		栄町	無	民間
13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間
14	広瀬畳店		板橋	無	民間
15	下田豆腐店	STEERE IN THE STEER IS NOT THE STEER IN THE STEER IS NOT	板橋	無	民間

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
16	内野家住宅		板橋	無	民間
17	津田家蔵		板橋	無	民間
18	古稀庵		板橋	無	民間



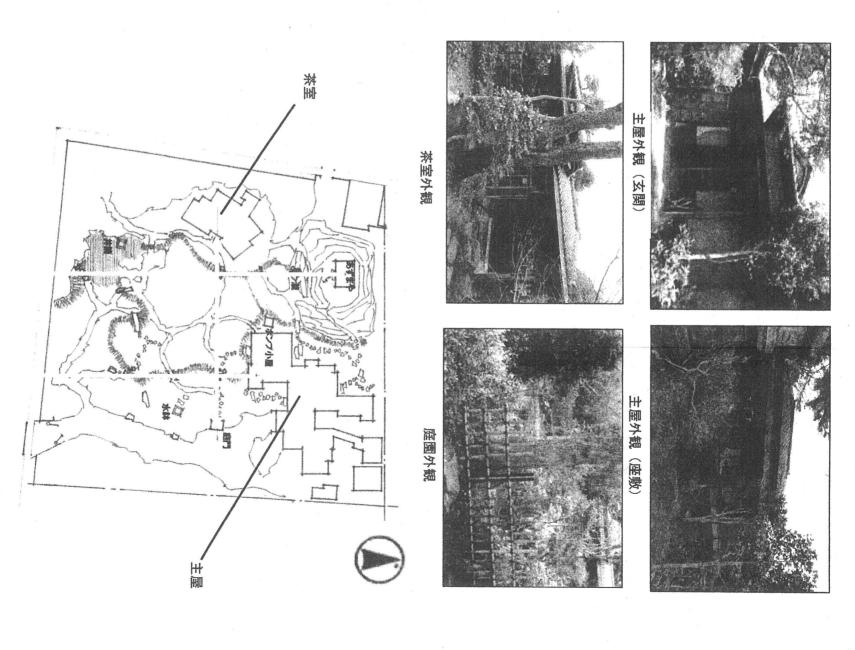
歴史的風致形成建造物候補の位置図

岡田家住宅 (主屋、茶室、庭園)

	施
や皆春荘に通じる特徴があるとされている。	327 3
広大な庭園内には池や水路が配置されており、山縣有朋ゆかりの古稀庵	
に左右に角度をつけた特徴的な意匠をもつ。	
茶室は、六畳の広間と五畳の小間からなり、間に設けられた玄関を中心	
茶と庭園を楽しむことが出来る数寄屋風書院となっている。	
主屋は、西側に張り出した主座敷の八畳と六畳の次の間等からなり、お	特徴等
ほどの庭園のなかに主屋と別棟の茶室が配置されている。	
小田原城南の「西海子小路」沿いに位置し、敷地約3,000平方メートル	
で木綿卸商「岡正」を営んでいた岡田正吉の所有となった。	
府農工銀行頭取であった鈴木茂平、次いで昭和17年に東京日本橋富沢町	
もとは、山縣有朋の側近であった松本剛吉の所有であり、その後、東京	
茶室:木造平屋建、寄棟造、桟瓦葺、庇(鉄板平葺)	光文
主屋:木造平屋建、寄棟造、桟瓦葺、庇(銅板一文字葺)	油筑描曲
昭和初期	建築年代
南町2丁目	所在地



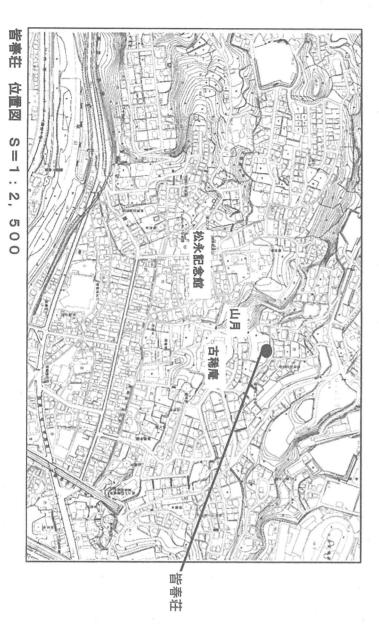
間田家住宅 位置図 S=1:2,500



岡田家住宅 配置図

皆春荘 (主屋、門、庭園)

	備光
ている。	
る水路が造成されている庭園は、建物との関係を重んじたものと評価され	
相模湾や箱根山を借景とし、北東より南西にかけて山縣水道を水源とす	
門も、主屋に相応しい意匠を備えている。	
寄屋風の意匠が随所に見られる。	刊数字
主屋は、座敷棟、玄関・台所棟、離れ棟、納戸棟を複合させており、数	科美科
である。	
古稀庵に付属する建築として現存するのは、この皆春荘だけであり貴重	
する山縣有朋の別邸古稀庵に編入された。	
当初第23代内閣総理大臣清浦奎吾の別邸として建築され、のち南に隣接	
主屋:木造平屋建、寄棟造、桟瓦葺、庇(鉄板葺)	建築概要
明治40年から大正3年頃	建築年代
板橋	所在地



皆春荘 配置図



今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針(案)

1 はじめに

小田原市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は、幼児人口が急増した 昭和40年代から50年代にかけて整備され、私立幼稚園の補完的な役割を担ってきた歴史が あります。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなり、本市教育委員会では「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」の方針を定め、本市の公立幼稚園6園を、平成27年度から現行の幼稚園のまま新制度の対象施設に移行するとともに、今後の公立幼稚園のあり方について検討を進めることとしました。

この基本方針は、公立幼稚園が果たすべき役割や、それらの具現化に向け取り組む施策など、 今後の公立幼稚園のあり方として実現すべき基本的な方向性を定めたものです。

2 公立幼稚園の現状

(1) 園児数の推移

各園ともに定員割れが続いている状況です。矢作幼稚園や報徳幼稚園など就園率の高い園がある一方で、特に、下中幼稚園、前羽幼稚園については就園率の低さが顕著です(表1)。また、市内の私立幼稚園も一部の園を除き定員に満たない状況にあるほか、小田原市の3~5歳児人口も減少傾向にあります(参考)。

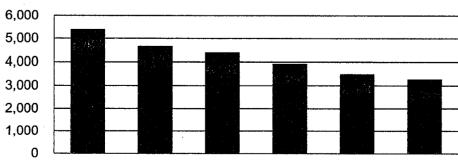
(表1)過去3年間の公立幼稚園の定員数及び園児数・就園率

(各年5月1日現在)

園名		平成 2	5 年度	平成 26	平成 26 年度 平成 2		27 年度	
風石	定員	園児数	就園率	園児数	就園率	園児数	就園率	
酒匂	210	114	54. 3%	115	54. 8%	104	49. 5%	
東富水	140	111	79. 3%	99	70. 7%	94	67. 1%	
前羽	70	28	40. 0%	27	38. 6%	21	30. 0%	
下 中	140	52	37. 1%	48	34. 3%	43	30. 7%	
矢 作	140	138	98. 6%	126	90. 0%	116	82. 3%	
報徳	70	54	77. 1%	65	92. 9%	65	92. 9%	
計	770	497	64. 5%	480	62. 3%	443	57. 5%	



小田原市の3~5歳児人口の推移



平成17年 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成42年

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料

(2)施設の状況

幼稚園施設は、昭和50年前後に建築され、築30年以上が経過しています(表2)。

(表2)公立幼稚園施設一覧

施設名称	竣工年月	構造・階数
酒匂幼稚園	昭和 48 年 2 月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
東富水幼稚園	昭和 46 年 3 月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
前羽幼稚園	昭和47年3月	鉄骨造及び木造 地上2階
下中幼稚園	昭和53年3月	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上2階
矢作幼稚園	昭和 49 年 3 月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
報徳幼稚園	昭和 53 年 5 月	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上2階

(3) コスト計算(6 園合計)

施設の維持管理費と人件費などを主とした事業運営経費の合計歳出から、保育料や入園料による歳入を差し引いた6園合計のコストは、年間約2億3千万円程度、園児1人あたりでは約62万円程度かかっています(表3)。

(表3)施設白書によるコスト計算(平成23年~25年度)

		年度平均	市民1人当たり	園児1人当たり
		(千円/年)	(円/年)	(円/年)
歳出 (A)		282, 401	240	720, 417
	維持管理費	20, 518	17	51, 431
	事業運営経費	261, 883	222	668, 986
歳入 (B)		50, 851	. 43	104, 906
歳出-歳入	(A-B)	231, 550	196	615, 510

[※]公立幼稚園の新制度移行に伴い、平成28年度以降の保育料収入の増が見込まれます。

3 公立幼稚園の課題

(1) 園児数の減少

少子化に伴う幼児人口の減少や共働き世帯の増加とともに、新制度の保育料体系への移行により幼稚園の公民格差がなくなる(公立幼稚園にとっては保育料がアップする)ことなどから、今後も園児数の減少が続くことが予想されます。

園児数の減少は、単学級の増加や1クラスあたりの園児数の減少に繋がり、幼児教育に必要な社会性や集団性が育ちにくくなるほか、園行事などにも支障が出ることが懸念されます。

(2) 幼児教育の充実

幼児教育は、学校教育の土台を作ること、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、 こうした幼児教育の重要性を踏まえ、公立幼稚園では、「遊び」を通して「学び」を体験する 総合的な指導として、幼児の興味の広がりや気付きなどの学びの基礎となる力、生活習慣や 規範意識、基礎的な体力が培われるよう、様々な支援を行っています。 今後は、これまで以上に質の高い幼児教育の提供が求められることから、これまでの取組を基本としながらも、幼児教育の質の向上に向け、研修等の実施により幼稚園教諭の資質や保育技術の一層の向上を図るとともに、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究活動を行い、その成果を日ごろの保育に生かすなど、これまで以上に幼児一人一人の成長や発達に応じたきめ細かな指導を行っていく必要があります。

(3)教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実が求められています。

(4)施設・設備の改善

園舎の耐震化工事は実施しているものの、施設や設備の老朽化が懸念されます。園児の安全確保や良好な教育環境を提供するために施設や設備の改修等を行う必要があります。

(5) 小学校との連携強化

現在、各園では隣接する小学校と各種行事等を通じた交流を行っていますが、小1プロブレムの解消に向け、隣接する小学校との連携をより一層密にして、幼児と学齢児童、教員間の交流を積極的に行い、共通理解や情報の共有化を進めるなど、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

(6) 指導・支援体制の充実

課題にもあげた幼児教育の充実や小学校との連携強化の実施はもとより、年々増加傾向にある様々な支援を必要とする幼児への適切な対応のため、指導・支援体制の充実を図っていく必要があります。

しかしながら、正規職員の削減に伴い、職員1人当たりの園務負担も多くなっており、市の財政状況も厳しく職員の増員は難しい状況です。

(7)私立幼稚園との連携の推進

園児数の減少は公立幼稚園に限らず私立幼稚園においても避けられないことであり、幼稚園を適正規模で維持することは公私ともに困難になってくることが考えられます。

本市の幼児教育全体の質の向上に向けては、本市の幼児教育が私立幼稚園主導で取り組まれてきた歴史的な背景を踏まえ、私立幼稚園との連携を推進していく必要があります。

4 公立幼稚園が果たすべき役割

本市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は私立幼稚園の補完的な役割を担ってきましたが、「子ども・子育て支援新制度」スタート後もその立場は変わらず、私立幼稚園がそれぞれの園の教育理念に基づいた特色ある教育を実践しながら、本市の幼児教育を担っていくことが期待されます。

公立幼稚園としては、3の「公立幼稚園の課題」や、幼児期の教育・保育の総合的な提供の 推進といった新制度の趣旨などを踏まえ、私立幼稚園とも連携を図りながら、公立幼稚園とし て幼児教育に一定の役割を果たしていく必要があります。そして、公立幼稚園が果たすべき役 割としては、主に次の5点があげられます。

(1) 幼児教育の充実に向けた研究・実践 /

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を 活かすとともに、新制度における質の高い幼児教育の実現に向けた研究と実践を行い、その 成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(2) 幼保小連携の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るための幼保小連携モデル園として、幼保小連携の研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(3)特別支援教育の充実

様々な支援を必要とする幼児は増加の傾向にあります。このような幼児に対して適切な支援を行うため、公立幼稚園が主体となり、関係機関等と連携し、特別支援教育の充実を図っていきます。

(4)教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実に取り 組むことで子育て家庭を支援していきます。

(5) 地域の子育で支援の充実

園庭等の施設を開放し、子育てに関する相談や保護者同士のコミュニケーションの場として提供していきます。

また、地域の人々と連携し、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援していくとともに、幼児の健やかな育成と園活動の充実を図っていきます。

5 公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けて

3の「公立幼稚園の課題」を踏まえたうえで、4の「公立幼稚園が果たすべき役割」を具現化するためには、一定規模の学級数や学級定員を確保し、職員も集約することにより公立幼稚園を適正規模で維持する必要があります。

しかしながら、園児数の減少が続くことが予想される中で、現状のまま公立幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることから、私立幼稚園への積極的な役割の委譲や私立幼稚園とのバランスに配慮した公立幼稚園の再編と適正配置を進めていく必要があります。

そこで、次に示す事項について検討・調整するとともに、おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け、施策を実施していくことが必要と考えます。

(1)公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担

公立幼稚園と私立幼稚園がお互いの役割や機能について共通理解し、本市の幼児教育全体の質の向上が図られるよう、公立・私立の役割分担や連携体制等について検討・調整します。

(2) 再編による適正配置

- ・適正規模確保の前提条件として、幼稚園における望ましい集団教育の観点から、1学年の学級数は、複数学級を基本とします。また、学級定員は、20人から30人程度を基準とします。
- ・ 園児数の推移を見ながら 1 園当たりの適切な園児数から、再編の規模を検討します。

- ・私立幼稚園とのバランスに配慮した適正配置を検討します。
- ・再編の検討にあたり、幼保小連携モデル園(小学校内へ幼稚園を併設した幼小一体型の 幼稚園)の整備についても検討します。

(3) 研究機能・保育機能の強化及び特別支援教育の充実

・再編を視野に入れ、研究機能や保育機能の強化、及び特別支援教育の充実に向けた具体 的な推進方策を検討します。

6 検討・実施のスケジュール

- 平成28年度 ・公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けた検討
 - ・おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け

平成29年度

・再編の実施

・研究機能・保育機能の強化策及び特別支援教育の充実策の実施

平成34年度